

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.002

| | |
|-----------|--|
| 処 分 名 | 道の駅「庄和」の使用許可（別表 2） |
| 処 分 の 概 要 | 道の駅「庄和」を使用しようとするときは、市長（指定管理者が管理している場合は、指定管理者）の許可を受ける必要があります。 |
| 根拠条例等・条項 | 春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号）第 5 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則（平成 21 年 6 月 22 日規則第 31 号）第 3 条 |
| 審 査 基 準 | ◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(3)の要件に該当しない必要があります。 (1)秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2)建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3)その他管理上支障があるとき。 |
| 標準処理期間 | 14 日（処分案作成から文書送付までの期間 4 日を含む） |
| 設定年月日 | 平成 21 年 6 月 22 日（最終改正：平成 31 年 3 月 22 日） |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 道の駅「庄和」窓口への提出 |
| 備 考 | ・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ ・ 公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。 |

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市道の駅「庄和」条例

第5条 道の駅の施設を使用し、又は別表第2に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。(略 ※審査基準と同じ)

3 (略)

第14条 使用者は、第5条第1項の許可を受けたときに別表第1及び別表第2で定める使用料を納入しなければならない。ただし、別表第2の物品の販売及びこれに類する行為の使用料については、あらかじめ最低使用料を定めることができるものとする。

第17条 (略 ※指定管理者による管理)

第28条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

第3条 条例第5条第1項の規定により、道の駅の施設等(以下「施設等」という。)を使用し、又は条例別表第2に掲げる行為をしようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の1か月前の日から7日前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市道の駅「庄和」使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)により許可するものとする。

4 (略)

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市道の駅「庄和」使用変更許可書兼領収書(様式第4号)により許可するものとする。

6 (略)

7 施設等を引き続いて使用することができる期間は、3日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第3条

別表第2（第5条、第14条、第28条関係）

| 行為 | 単位 | | 使用料 |
|-------------------------|-----------------------------|------|------|
| | 数量 | 期間 | |
| 物品の販売及びこれに類する行為 | 販売金額の20パーセント （最低使用料設定あり） | | |
| 業として行う写真又は映画等の撮影 | 1 m ² | 1 時間 | 100円 |
| 興行 | | | |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し | | | |

備考 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。